

写

滋 人 第 6 9 2 号
令和元年(2019年)8月21日

滋賀県特別職報酬等審議会会長 様

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の
額について (諮問)

滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料の額について、滋賀
県附属機関設置条例(平成25年7月5日滋賀県条例第53号)第2条第1項の規定に基
づき、滋賀県特別職報酬等審議会の意見を求めます。

併せて、知事および副知事の退職手当の額についても意見を求めます。